

学友会備品貸出規定

平成 28 年 4 月 1 日 制定

平成 29 年 4 月 1 日 改正

第1条 本規定は、学友会会則に基づき学友会執行委員会が管理する学友会備品を学友会会員もしくは学友会会員により構成される団体に対して貸与するにあたって、それが支障なく円滑に行われるために定めるものとする。

第2条 本規定に基づき学友会備品を借用する者は、本規定を遵守しなければならない。

第3条 次の各号に挙げる者は、本規定に基づき学友会備品を借用することができる。

- (1) 学友会会員個人
- (2) クラス団体の代表者
- (3) クラブ・同好会団体の部長又は副部長もしくは会計の者
- (4) 大阪府立大学工業高等専門学校各研究室に所属する学友会会員

2 前項に規定された者は、本規定において借用者と称する。

第4条 借用者は、学友会執行委員会が管理する学友会備品のうち、次の各号に挙げるものを除いた備品を借用することができる。

- (1) 消耗品及びそれに類する物
- (2) 比較的短期間で買い替えを要する備品
- (3) 故障・破損しており修繕を要する物
- (4) 備品点検の対象となっている物
- (5) 大型備品(野外ステージなど)
- (6) 無形備品(パソコンのソフトウェアなど)
- (7) 別に学友会執行委員会の指定する物

2 前項各号に該当しない備品であっても、借用者がその備品を借用することで学友会執行委員会もしくはその他学友会機関の業務遂行に支障をきたす場合はそれを借用することができない。

第5条 学友会備品の貸出日は、4月7日から2月末日の間の平日のうち、次の各号に挙げる日を除いた日とする。ただし、学友会執行委員長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 祝祭日
- (2) 試験期間及びそれに先立つ1週間の活動停止期間

- (3) 学校が全日休講とした日
- (4) 学校の長期休業期間
- (5) 学友会執行委員会の休業日

第6条 借用者は、備品を借用する日の7日前までに学友会備品借用許可願(様式第1号)により、学友会執行委員長に申請するものとする。ただし、学友会執行委員長が特に必要と認めた場合は、備品を借用する日の6日前から借用当日の間に申請ができるものとする。

第7条 学友会執行委員長は、前条の申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは備品の借用を許可し、その旨を借用者に通知する。

- 2 借用者への通知の方法は、学籍番号学内メールによる通知に限る。
- 3 学友会執行委員長は、学友会備品借用許可願(様式第1号)に記載された借用条件に加えて、第1項の許可に必要な条件を付けることができる。
- 4 学友会執行委員長は、備品の借用について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該借用許可をしないことができる。
 - (1) 借用の目的が公序良俗に反しているとき
 - (2) 借用の目的が一般より逸脱しているとき
 - (3) 営利又はこれに類する目的であるとき
 - (4) 学友会の名誉を棄損する目的であるとき
 - (5) 学友会に不利益をもたらす目的であるとき
 - (6) その他、学友会執行委員長が借用許可をすることが適当でないと認められるとき

第8条 学友会執行委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消し、現に使用中の場合であっても、その使用を中止することができる。この場合において、その取り消しにより借用者又は第三者に損害が生じても、学友会執行委員会は一切の責任を負わない。

- (1) 天災その他不可抗力により、備品に破損もしくは滅失の可能性が生じたとき
- (2) 備品を破損もしくは滅失したことが認められたとき
- (3) 借用者が大阪府立大学工業高等専門学校が定める諸規則又は本規定を含む学友会の諸規定もしくは前条第2項の条件に違反したとき
- (4) 借用者が偽りその他不正行為により前条の許可を受けたとき
- (5) 学友会執行委員会又はその他学友会機関の業務遂行に必要となったとき

第9条 借用者は、備品を転貸し、又は貸し出しを受けた目的以外に使用してはならない。

第10条 備品の貸付料は無料とする。ただし、消耗品費及びその他実費は、借用者の負担

とする。

第11条 学友会備品の返却日は、貸出日当日から2月末日の間の平日とする。ただし、学友会執行委員長が特に必要と認めた場合は、第2項の場合を除きこの限りではない。

2 翌年度以降における学友会備品の返却は、これをしてはならない。

第12条 学友会備品の借用及び返却の場所は、学友会執行委員会が指定する場所で行うものとする。

第13条 借用者は、借用した備品を破損もしくは滅失したときは、直ちに破損・滅失届(様式第2号)により学友会執行委員長に届け出なければならない。

2 学友会執行委員長は、前項の届出を受けたとき、これを確認し学友会書記局に相談し、対応措置を検討して借用者に通知するものとする。

3 借用者は、該当の破損又は滅失が故意又は過失に因らず、前項の通知を受けた後、同一の備品又はこれに相当する代価をもって弁済しなければならない。ただし、学友会執行委員長及び学友会書記長が妥当と認めた場合は、この弁済は免除される。

第14条 学友会機関に所属する役員は、業務遂行上、学友会備品を破損もしくは滅失したときは、破損・滅失届(様式第2号)を代用して学友会執行委員長に直ちに届け出なければならない。

2 学友会執行委員長は、前項の届出を受けたとき、これを確認し学友会書記局に相談し、対応措置を検討して届出者に通知するものとする。

3 届出者は、該当の破損又は滅失が故意に因る場合、前項の通知を受けた後、同一の備品又はこれに相当する代価をもって弁済しなければならない。該当の破損又は滅失が過失に因る場合は、届出者に弁済の義務が生じない。

第15条 本規定の改廃は、学友会執行委員長及び学友会書記長の合意を必要とする。

第16条 本規定は、平成28年4月1日から施行する。

第17条 本規定は、平成29年4月1日から施行する。

以上